

入居するにあたっての注意事項

1. 入居案内時、または入居時の注意事項

○以下の場合には失格となりますので、ご注意ください。

- ① 夫婦別居で申込み、または入居することは原則できません。世帯分離は原則認められません。

※母子・父子世帯については、資格審査時に再度戸籍とう本を提出していただきます。

- ② 申込みをした家族（同居予定者）が全員同時に入居できない場合、または入居時に増えている場合。（出生を除く）
- ③ 優遇申込みをされた方で、申込み後に優遇の対象から外れた場合。
- ④ 名義人、または同居予定者が暴力団員であることが判明した場合。（資格審査時に県警察本部に照会します。）

2. 資格審査書類

○空家待ち当選者の方には、資格審査に関する書類を郵送しますので、期限内に提出してください。

※提出期限内に提出がない場合や提出書類に不備がある場合は失格となります。

3. 入居案内

○市改良住宅に空き部屋が発生した時に資格審査に合格した空家待ち入居当選者に入居案内を行います。

※棟・部屋の割り当ては公社が行いますので、ご希望に添えない場合があります。

○入居を希望する方には、契約書類等を郵送しますので、期限内に提出してください。

※提出期限内に提出がない場合や提出書類に不備がある場合は失格となります。）

○補充入居当選者でも空家待ち順位の有効期限内（令和9年4月1日～令和10年3月31日）に空家が発生しない場合は入居できない場合があります。

4. 緊急連絡人

○入居契約には、以下の条件を満たす緊急連絡人を用意していただきます。

- ① 沖縄県内（できるだけ本島内）に住んでいる方
- ② 独立の生計を営んでいる事（団地への同居予定者でない方）
- ③ 成年者であること

※緊急連絡人を用意する事が困難な方は、事前に公社入居係までご相談ください。

5. 家賃及び敷金、その他の費用（駐車場使用料、共益費）

（1）敷金

○入居契約時に、家賃の3ヵ月相当額の敷金を納入していただきます。

（※敷金は退去時に還付いたします。ただし、家賃等を滞納している場合や修繕費に充てる場合は差引くことがあります。）

(2) 家賃・駐車場使用料

- 家賃・駐車場使用料は毎月26日に口座振替となります。(※駐車場は使用する場合のみ)
なお、駐車場は原則、1世帯につき1台となっており有料(1台につき2,000円)となります。 ※家賃を3ヶ月以上滞納したときは、住宅の明渡し請求をします。)
- 家賃は間取りに応じた固定家賃となります。ただし、入居から3年目以降は毎年度、「収入申告」が必要となり査定の結果、収入超過者と認定された場合は、翌年度より割増賃料を徴収します。※収入超過者は住宅を明け渡すよう努めなければなりません。

(3) 共益費

○下記の費用は、共益費として入居者の負担になりますので、必ず納めてください。

- ① 電気料金：屋内外共用部分の電灯、エレベーター、受水槽のポンプ、集会所の電気料金等
- ② 水道料金：共同水栓、集会所の水道料金等
- ③ 衛生掃除費：ゴミ収集料金、排水管(枝管や縦管)清掃費、雨水排水の側溝清掃費等
- ④ 共同施設費：廊下、階段等の外灯の電球交換費用、樹木草花の管理・剪定費用等
- ⑤ その他：その他入居者が当然負担すべき諸費用

○共益費(月2,700円※内自治会費500円)は自治会に納めてください。(口座振替の家賃に含まれていません。)

○共益費は、市改良住宅の運営、維持管理のために必要な費用です。滞納が継続した場合、市条例に定める「迷惑行為」に該当すると判断した際は、住宅の明渡し請求を行う場合があります。

6. 自治会

○市改良住宅に入居する際には自治会へ加入して頂き、市改良住宅の運営維持管理にご協力ください。

7. その他注意事項

- 周辺の環境を乱すことや、他の入居者に迷惑を及ぼす行為は禁止されています。
- 市改良住宅の共用部分は、入居者が清掃を行い、保全に努める必要があります。
- 市改良住宅ではペットを飼うことは固く禁止しています。一時的な預かりや餌付けも禁じています。(身体障がい者補助犬を除く)
- 市改良住宅は集合住宅ですので、他の入居者の迷惑にならないように心がけてください。
- その他条例等に違反し、豊見城市の指導等に従わない場合は、住宅の明渡しを請求します。

年間総収入、年間総所得の計算方法

1. 「収入」とは、税込総支給額をいい、「所得」とは、一定の計算方法で算出した額をいいます。
 - (1) 入居する家族(婚姻予定者を含む)に所得がある方が2人以上いる場合は、それぞれの所得を計算した後に所得金額を合算します。
 - (2) 申込締切日翌日以降の出生者は、月額所得計算の際の「親族控除」の対象となりません。
 - (3) 国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、恩給、各種共済年金の収入は、月額所得の計算では、「給与所得」として扱います。